

学生納付特例制度について、もっと詳しく

改正により平成26年4月から学生納付特例を申請できる期間が拡大されました

- 改正前▶申請時点の直前4月までの期間について、申請が可能
- 改正後▶申請時点から2年1カ月前までの期間について、申請が可能(卒業後でも申請できます)

※申請が遅れると、万が一の障害年金などを受けられないことがあります。申請は速やかに行いましょう。

申請すると、年度ごとに本人の所得が審査されます

平成26年4月時点の申請可能期間と前年所得の関係

年度	学生納付特例の申請が可能な期間	審査対象となる本人の前年所得
平成24年度分	平成24年4月～平成25年3月	平成23年中の所得
平成25年度分	平成25年4月～平成26年3月	平成24年中の所得
平成26年度分	平成26年4月～平成27年3月	平成25年中の所得

〈所得の目安〉 118万円+扶養親族等の数×38万円 で計算した額以下であること
例：扶養なしで給与収入なら194万4000円未満

申請手続き

【申請時の必要書類】

- ① 申請書
市区町村役場の国民年金窓口や年金事務所、日本年金機構のホームページから入手可能。申請書は、年度ごとに1枚必要。
- ② 添付書類
学生証(有効期間が表記されているもの)または在学証明書。学生証はコピーでも可能ですが、在学証明書は原本を提出。

【提出先】

住民票を登録している市区町村役場の国民年金窓口または年金事務所(郵送可)。または在学している大学等が学生納付特例事務法人の指定を受けている場合は、申請を委託することもできます*。
*法律改正により、平成26年10月1日からは申請を委託した日が申請日となります。

【申請後】

日本年金機構から「承認通知書」または「却下通知書」が届きます。毎年度の申請が必要です。却下通知書が届いた場合は、保険料を納付する必要があります。

MEMO

由美さん家族のその後

由美さん夫妻と娘さんの3人で年金制度について話し合った結果、娘さんが卒業するまで両親が立て替えて国民年金保険料を納付し、卒業後に返済してもらうことになりました。両親は保険料が安くなる「まとめ払い」の口座振替を利用し、納付した保険料は年末調整の際に社会保険料控除の申告をすることになりました(納付した保険料の全額が所得から控除され、所得税が安くなります)。

 横山 玲子
社会保険労務士
よこやま・れいこ 横山玲子社会保険労務士事務所代表。横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ
http://www.r-yokoyama-office.jp/
Twitterアカウント @mayokor

在学中の国民年金保険料は誰が払う？

今月は、国民年金保険料の学生納付特例制度と申請期間の拡大についてご説明します。



答える人 先生 社会保険労務士
聞く人 由美 契約社員(50歳)

学生納付特例制度とは

所得が少ない学生のために、国民年金保険料の納付が猶予(先送り)される制度。

メリット

- ◆ 猶予期間中の病気やけがによって障害が残ったときに障害基礎年金を受けられる(障害の程度等の要件あり)。
- ◆ 猶予が認められた期間は、年金を受けるために必要な期間として数える(10年以内に保険料を納付すると年金額にも反映される)。

対象となる学生

20歳以上で大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校*に在学する学生で、本人の前年の所得が基準以下の学生。
*学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程

手続き

住民票を登録している市区町村役場の国民年金窓口または年金事務所へ、申請書と在学期間がわかる書類を提出。在学中は毎年申請が必要なので注意。

由美 大学生の娘がもうすぐ20歳になります。20歳から払う国民年金の保険料は、親が払うべきなのではないでしょうか。
先生 月額1万5250円は確かに負担が大きいですね。お子さんの老後を心配して、親御さんが保険料を払うという考え方もあると思います。
由美 学生の間は、アルバイト収入しかないのです、免除になりませんか？
先生 免除の審査は世帯主・配偶者・本人の所得によって判断されますので免除の認定は難しいのですが、学生の場合は学生本人の所得のみで審査を行う「学生納付特例制度」がありますよ。
由美 それは、どんな制度ですか？
先生 申請が承認された期間は、10年

まで納付が猶予される制度です。ただし、2年の納付期限を過ぎると保険料に計算が付きましますので、納付が遅くなるほど割高になります。
由美 就職してから本人が払うと割高になるなら、やはり親が払うべきかしら。
先生 娘さんと年金の話をしてみてはいかがでしょう。20歳になると年金に加入して保険料を払う義務があることや学生納付特例制度を説明して、年金制度に関心を持ってもらういい機会だと思います。
由美 そうですね。まずは親が払って就職してから親に返済する方法も含めて、学生納付特例か後で返済かを娘に選択してもらうことにします。